

令和3年9月10日

保護者 様

松阪市教育委員会

緊急事態宣言の延長に伴う学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より松阪市の学校教育に対しご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

さて、三重県においては緊急事態宣言が9月30日まで延長されることとなりました。県内の感染者数は宣言発令当初に比べ減少していますが、松阪市においては9月に入って小中学校の児童生徒に感染があるなど予断を許さない状況です。

こうした中、より一層の感染症対策を講じ、宣言が解除される（予定）10月1日に向け、また、今後の感染拡大や学級閉鎖等となった場合に備え、全小中学校で一斉のオンライン学習を実施する日を設定し、その際の学習体制の充実を図りたいと考えています。また、一定期間、児童生徒同士の接触機会を減じることで感染拡大防止に資することを目的に下記の通り分散登校及び一斉のオンライン学習を行うこととしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 分散登校について

- ・密を避けるため、分散登校を継続します。（詳細は学校よりお伝えします。）
- ・分散登校は、学校の規模、当該校の特性、児童生徒の状況等に応じて実施することとし、引き続き、教室での児童生徒数を20人以下とすることを基本とします。
- ・分散登校が必要とならない学校についても不測の事態に備えオンライン学習を取り入れていきます。

2 一斉のオンライン学習の実施について

- ・9月16日、17日及び9月27日、28日は一斉のオンライン学習を実施します。
- ・感染拡大防止に資するため、オンライン学習と週休日等の組み合わせにより、連続5日間と連続4日間の児童生徒の接触機会を減じます。
- ・なお、この日程において、児童生徒は、家庭において学習することとなりますのでご注意ください。
- ・学校により行事等のため日程が変更されることがありますので学校からの連絡をご確認ください。
- ・保育に欠ける事由等がある場合や医療従事者等、自宅等で児童生徒を待機（オンライン学習）させることが困難な場合は、学校に相談してください。
- ・一斉のオンライン学習の実施について、証明が必要な場合は教育委員会学校教育課（53-4388）にご連絡ください。

3 児童生徒一人ひとりに寄り添った対応

- ・登校できないことによる児童生徒の不安を解消できるよう、必要に応じて個別面談やカウンセリングなどの対応をすることとします。
- ・心の相談窓口：登校による感染不安、児童生徒の生活習慣の乱れ、学習不安、心身の疲労、児童虐待、感染症に関する誹謗中傷、教育活動に係る経済的不安等の相談については下記をご利用ください。

○教育委員会 53-4403

○子ども支援研究センター 26-1900

引き続き、家庭等から学校に、学校から家庭等にウイルスを「持ち込まない」、「広げない」よう、一人ひとりの基本的な感染対策と健康管理の徹底を図り感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。